

○加古川市随意契約手続に関する事務取扱基準

平成 20 年 2 月 15 日

総務部長決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号並びに加古川市財務規則（昭和 44 年規則第 13 号）第 94 条の 2 に規定する随意契約を行う場合の手続としての公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、政令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定により実施する随意契約とする。

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、契約締結前においては、発注担当課名、発注予定時期、契約名、契約内容、履行期限、契約相手方の選定基準とし、契約締結後においては、契約日、契約相手方、契約金額、契約相手方とした理由とする。

(公表の方法)

第 4 条 公表の方法は、契約検査課がとりまとめたうえ、インターネット掲示によるものとする。

2 公表の時期は、契約締結前分は、新年度予算議決後に新年度予定分を一括して行うとともに、追加があった場合は随時に行うものとする。また、契約締結後分は随時に行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この基準は、平成 20 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。